

## 米国 TSCA ポリマー免除報告期限の延長 2023年分：2024年3月31日まで

ポリマー免除条項の下で製造・輸入されたポリマーについて、初めて製造・輸入した翌年の1月31日までに報告が義務付けられていますが、2023年分についてはこの期限を2024年3月31日まで延長することが発表されました。

2023年6月に免除報告要件が修正され、製造・輸入者は電子報告ツール CDX を介した報告が義務付けられました。しかし、このツールの利用開始において技術的な問題が発生したため、製造・輸入者が報告するのに十分な時間を確保するために期限を延長すると当局から発表がありました。

参考：

EPA | EPA Extends Submission Deadline for Polymer Exemption Reports under TSCA New Chemicals Program  
<https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-extends-submission-deadline-polymer-exemption-reports-under-tsca-new>

Federal Register | Toxic Substances Control Act (TSCA) Requirements for Polymer Exemption Reports and Accompanying Claims; Extension of the Reporting Deadline for 2024  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-02-16/pdf/2024-03064.pdf>

### ■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町16番地1 四谷TNビル5階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>